

平成 31 年 2 月 21 日

会員企業 御中

日本小売業協会

「天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律」  
に係るご協力のお願について

「天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律」（平成 30 年法律第 99 号）は、皇室典範特例法を踏まえ、天皇の即位に際し、国民こぞって祝意を表するため、即位の日及び即位礼正殿の儀が行われる、それぞれ 5 月 1 日、10 月 22 日を休日（祝日の扱い）とするものです。

これにより、即位の日の 5 月 1 日の前後が土曜日、日曜日を含めて 10 日連続の休日となります。国会における議論、衆・参の内閣委員会での附帯決議（別紙参照）の趣旨や、過去の経験も踏まえて、長期の連休となることで国民生活に支障を生じることが無いよう万全を期していくことが必要です。

つきましては、各会員企業におかれましては、下記のとおりご対応いただけるようお取り計らいをお願いいたします。

記

- 1 需要の増加により混乱を来すことが懸念されることから、予想される状況について周知徹底等を図り、取引先、消費者等の理解と協力が得られるようにすること。
- 2 当該期間中に勤務する労働者が長時間労働をすることなく、また休日の増加が時間給や日給制によって雇用されている労働者の収入減少を招くことのないよう、有給休暇の追加的付与や特別手当の支給など各事業主において適切な対応をとること。
- 3 以下に掲げる事項について、各会員企業で把握している事項があれば当協会に 3 月 8 日までにご報告をお願いします（TEL 03-3283-7920・鈴木）。
  - (1) 10 日連続の休日を迎えるにあたり、考えられる懸念点（例：金融機関における①連休前後の対応、②連休期間中に受け付けた取引における連休明けの対応のほか、釣銭不足、渋滞等に伴う物流の停滞など）や、これらの懸念点を解消するために考えられる対応や、政府に検討を依頼したい事項。
  - (2) 企業内で既に対応している（または対応する予定の）対策。

以上

## 【衆議院】

天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律案に対する附帯決議

本法の施行により、来年の四月二十七日から五月六日まで、土曜日、日曜日を含めて最大十日連続の休日となるため、奉祝の機運が盛り上がる、経済効果が期待される等長期間にわたる休日について歓迎する声がある一方で、国民生活に与える様々な影響への懸念も生じている。

よって政府は、本法の施行による長期間にわたる休日に伴い、国民生活に支障を来すことのないよう、次の事項に万全を期すべきである。

- 一 国民が天皇の即位をお祝いし、長期間にわたる休日を安全に安心して過ごすことができるよう、電気、ガス、水道等のライフラインの維持はもとより、金融システムの稼働、災害時の対応等に関し、関係機関の緊密な連携協力の下、十全な体制が取られること。
- 二 長期間にわたる医療機関等の休業により患者の治療等に支障を来すことのないよう、当該期間中における各医療機関等の休業日等の周知徹底、休日における医療機関等相互の連携協力体制の確実な運営の確保等、適切な対応が取られること。
- 三 当該期間中及びその前後に、各交通機関の大混雑、宿泊施設の不足等の混乱が予想されるため、関係機関・団体等の密接な連携協力の下、これらの混乱をできるだけ避けるよう、適切な対応が取られること。
- 四 需要の増加により混乱を来すことが懸念される運輸業、小売業等において、予想される状況についての業界による周知徹底等により、取引先、消費者等の理解と協力が得られるようにすること。
- 五 当該期間中に勤務する労働者が長時間労働をすることなく、また、休日の増加が時給制や日給制によって雇用されている労働者の収入減少を招くことのないよう、各事業主等において適切な対応が取られること。
- 六 当該期間中、保育施設等を利用する労働者の子どもの保育が確保されるよう、当該労働者の勤務日、勤務時間等についてその事業主ができるだけ配慮すること、複数の保育施設等における連携が確保されるようにすること等、適切な対応が取られること。
- 七 新年度を迎えた直後の学生、生徒、児童及び園児が長期間にわたる休日により心身に影響を被る可能性に十分留意し、これらの者の心身の健康が保たれるよう、関係機関の連携協力により適切な対応が取られること。

## 【参議院】

天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律案に対する附帯決議

本法の施行により、来年の四月二十七日から五月六日まで、土曜日、日曜日を含めて最大十日連続の休日となるため、奉祝の機運が盛り上がる、経済効果が期待される等長期間にわたる休日について歓迎する声がある一方で、国民生活に与える様々な影響への懸念も生じている。

よって政府は、本法の施行による長期間にわたる休日に伴い、国民生活に支障を来すことのないよう、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 国民が天皇の即位をお祝いし、長期間にわたる休日を安全に安心して過ごすことができるよう、電気、ガス、水道等のライフラインの維持はもとより、金融システムの稼働、災害時の対応等に関し、関係機関緊密な連携協力の下、十全な体制がとられること。
- 二 長期間にわたる医療機関等の休業により患者の治療等に支障を来すことのないよう、当該期間中における各医療機関等の休業日等の周知徹底、休日における医療機関等相互の連携協力体制の確実な運営の確保等、適切な対応がとられること。
- 三 当該期間中及びその前後に、各交通機関の大混雑、宿泊施設の不足等の混乱が予想されるため、関係機関・団体等の密接な連携協力の下、これらの混乱をできるだけ避けるよう、適切な対応がとられること。
- 四 需要の増加により混乱を来すことが懸念される運輸業、小売業等において、予想される状況についての業界による周知徹底等により、取引先、消費者等の理解と協力が得られるようにすること。
- 五 当該期間中に勤務する労働者が長時間労働をすることなく、また、休日の増加が時給制や日給制によって雇用されている労働者の収入減少を招くことのないよう、有給休暇の追加的付与や特別手当の支給など各事業主等において適切な対応がとられること。
- 六 当該期間中、保育施設等を利用する労働者の子どもの保育が確保されるよう、当該労働者の勤務日、勤務時間等についてその事業、主ができるだけ配慮するようにすること、複数の保育施設等における連携が確保されるようにすること等、適切な対応がとられること。
- 七 新年度を迎えた直後の学生、生徒、児童及び園児が長期間にわたる休日により心身に影曹を被る可能性に十分留意し、これらの者の心身の健康が保たれるよう、関係機関の連携協力により適切な対応がとられること。あわせて、この時期に、ぱちんこや公営競技を経験し始める若年者が多いことから、年齢による入場規制等が徹底されるよう関係機関の対応を強化すること。



(参考)

## 天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律の概要

### <趣旨>

皇室典範特例法を踏まえ、天皇の即位に際し、国民こぞって祝意を表するため、即位の日及び即位礼正殿の儀が行われる日を休日（祝日の扱い）とする。

### <概要>

#### (1) 休日とする日の特定

- ・天皇の即位の日（来年（2019年）の5月1日）及び即位礼正殿の儀が行われる日（来年（2019年）の10月22日）は、休日とする。
- ・この法律の規定は、皇室典範特例法第2条の規定による天皇の即位に関して適用する。

#### (2) 他の法令の適用

- ・上記の休日については、祝日法に規定する「国民の祝日」として、同法第3条第2項及び第3項の規定の適用があるものとする。

日	月	火	水	木	金	土
4/21	4/22	4/23	4/24	4/25	4/26	4/27
4/28	4/29	4/30	5/1	5/2	5/3	5/4
5/5	5/6	5/7	5/8	5/9	5/10	5/11

※祝日法第3条第3項  
その前日及び翌日が「国民の祝日」である日（「国民の祝日」でない日に限る。）は、休日とする。

※10月22日は火曜日

- ・この法律により休日となる日は、他の法令における休日の規定が適用され、国、地方公共団体、銀行等が業務を行わない日となる。

#### (3) 法律の失効

- ・この法律は、皇室典範特例法が失効したときは、失効する。